

**■ 1 特別養子縁組についての民法改正**

2019年6月7日、民法等の一部を改正する法律により、特別養子縁組について2つの改正がなされた（施行は公布から1年以内）。改正の目的は、児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進することである。

第1に、養子候補者の上限年齢の引上げである（**第5版 221頁〔2〕成立要件(3)実父母の同意**）。特別養子縁組の成立の審判を申し立てるときに、養子候補者は6歳未満であることが要件とされていたが、今次改正により15歳に引き上げられた（**新民法 817条の5 第1項前段**）。15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育していた場合、やむをえない事由により15歳までに申立てができなかった場合には、15歳以上でも可とするが（**同条 2項**）、審判確定時に18歳に達している者は縁組をすることができない（**同条 1項後段**）。養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要である（**同第3項**）。

第2に、特別養子縁組成立の手續について、二段階手續を導入した（**第5版 220頁〔2〕成立要件(3)実父母の同意**）。第一段階は、特別養子適格の確認手續で、実親による養育状況及び実親の同意の有無を判断する審判である（特別養子適格の確認の審判、**新家事事件手續法 164条の2**）。養親候補者が実親による養育状況を主張・立証することは実際には困難であり、実親と対立関係になることもあった。今次改正により、児童相談所長がこの手續の申立人又は参加人として主張・立証することができ（**新児童福祉法 33条の6の2, 6の3**）、養親候補者の負担を減らすことができる。また、実親がこの審判手續の裁判所の期日で同意した場合、家裁調査官による事実調査を経た上で家裁に書面を提出して同意した場合には、実親は、同意をしてから2週間経過後は、同意を撤回することができない（**新家事事件手續法 164条の2 第5号**）。このように実親の同意撤回が制限されることから、養親候補者は実親による撤回の不安なく、養子候補者の試験養育をすることができる。なお、養子候補者が出生から2か月を経過する日まで、確認審判をすることができない（**同条 1項ただし書**）。実親が判断する機会を保障するためである。

第二段階は、養親子のマッチングを判断する手續で、特別養子縁組成立の審判である（**新家事事件手續法 164条**）。養親候補者が成立審判の申立てをする。実親はこの審判に関与することはできず、同意を撤回することもできない。

## ■ 2 民事執行法・ハーグ条約実施法の改正

2019年5月10日、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が成立した（17日公布、施行は1年以内）。

### (1) 債務者財産の開示制度の実効性の向上(第5版141頁(6)養育費の履行確保, 110頁\*10 対象財産の把握)

債権者からの申立てにより、執行裁判所が、債務者以外の第三者に対し、債務者の財産に関する情報の提供を求める制度を新設した。養育費債権に関しては、①市町村や日本年金機構等から債務者（養育費支払義務者）の給与債権に関する情報（勤務先）を取得することができる（**新民事執行法 206 条**）、養育費や財産分与に関する債権に関しては、②銀行、信用金庫、証券会社等の金融機関から預貯金債権や株式、国債等に関する情報を取得することができる（**同法 207 条**）。例えば、債権者が銀行を特定すれば、裁判所がその銀行の本店に対してどの支店に口座を保有しているかを照会し、裁判所から債権者にその情報が通知される。また、登記所から土地・建物に関する情報を取得することができる（**同法 205 条**）。

なお、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするために、仮執行宣言付判決を得た者や公正証書により金銭支払を取り決めた者等も利用可能とし（**同法 197 条**）、債務者の不出頭や虚偽陳述に対する制裁が、30万円以下の過料から6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑事罰になった（**同 213 条**）。

### (2) 子の引渡し(第5版124頁〔3〕子の引渡しと執行方法)

子の引渡しの強制執行について、直接強制を明記し、執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しを実施を命ずる旨、決定できるようにした（**新民事執行法 174 条 1 項**）。こうした強制執行の申立ては、①間接強制の決定が確定した日から2週間経過したとき、②間接強制を実施しても、債務者が子の監護を解く（引渡し）の見込みがあるとは認められないとき、③子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるときのいずれかに該当するときでなければすることができない（**同条 2 項**）。

執行裁判所が執行官に子の引渡の実施を命ずる決定をしたときは、執行官は、①債務者の住居に立ち入り、子を検索すること、施錠を解くこと、②債権者・代理人と子または債務者を面会させること、③その場所に債権者・代理人を立ち入らせることの権限を有する（**同法 175 条 1 項**）。これらの行為については、債権者がその場所に出頭した場合に限り、することができ（**同条 5 項**）、子が債務者と共にいること（同時存在）を要件としない。ただし、子に対しては威力を用いることはできず、子以外の者に対して威力を

用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、子以外の者についても、同様とする（同条 6 項）。なお、執行裁判所および執行官は、直接強制によって子の引渡を実現するに当たっては、子の年齢および発達程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮しなければならない（同法 176 条）。

(3) 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し（ハーグ条約実施法の改正）  
**（第 5 版 126 頁\*4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約）**

現行制度では間接強制が前置されていたが、改正では、これを不要とし、子の返還の代替執行の申立ては、①間接強制の決定が確定した日から 2 週間経過したとき、②間接強制を実施しても、債務者が常居所地国に子を返還するの見込みがあるとは認められないとき、③子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行をする必要があるときのいずれかに該当するときでなければならない（条約実施法 136 条）。また、現行制度では、子と債務者が共にいること（同時存在）が必要だったが、改正では、同時存在の要件を不要としつつ、子の利益に配慮し、債権者の出頭を原則とした（新民事執行法 175 条が準用される。条約実施法 140 条 1 項）。